

果実の需要の長期見通し等について

平成16年10月7日
農林水産省生産局

目 次

1	果樹農業振興基本方針と食料・農業・農村基本計画の関係	
(1)	果樹農業振興基本方針の概要	1
(2)	食料・農業・農村基本計画の概要	2
2	最近の果実の需給動向	
(1)	需要動向	3
(2)	生産動向	4
(3)	輸入動向	5
(4)	輸出動向	5
(5)	自給率の推移	6
3	平成22年度目標と現状の比較	
(1)	望ましい食料消費の姿	7
(2)	農業生産の努力目標	8
	(参考)	
	食料・農業・農村政策審議会企画部会(第18回)資料抜粋	9

1 果樹農業振興基本方針と食料・農業・農村基本計画の関係

(1) 果樹農業振興基本方針の概要

○ 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条に基づき、農林水産大臣は食料・農業・農村政策審議会の意見を聴取の上、「果樹農業振興基本方針」を定めることとされており、その中で「果樹農業振興基本方針」には、主要な果実について「果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標」を定めることとされている。

○ 平成12年4月に定められた現行の果樹農業振興基本方針では、「果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」における食料自給率の目標及びそれを達成するための「望ましい食料消費の姿」及び「品目別の生産努力目標」との整合性を図りつつ、

- ① 果実の需要見通し
- ② 果実の生産数量の目標
- ③ 果樹の栽培面積の目標

について、定めている。

○ 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）（抄）

第2条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「果樹農業振興基本方針」という。）を定めなければならない。

2 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるものにつき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 果樹農業の振興に関する基本的な事項
- 二 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標
- 三 栽培に適する自然的条件に関する基準
- 四 近代的な果樹園経営の基本的指標
- 五 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項
- 六 その他必要な事項

3 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

○ 現行果樹農業振興基本方針における果実の需要の長期見通し等

(単位:千トン、ha)

区分	国内消費仕向量		国内生産量		栽培面積
	平成8、9年度 2カ年平均	平成22年度 望ましい食料 消費の姿	平成8、9年度 2カ年平均	平成22年度 生産努力目標	
果樹の種類					
うんしゅうみかん	1,272	1,244	1,354	1,249	57,500
その他のかんきつ	2,477	2,361	551	591	36,500
りんご	1,500	1,449	946	942	46,000
ぶどう	565	559	248	260	22,900
なし	417	436	413	435	20,400
もも	255	249	172	180	12,100
おうとう	35	44	16	26	4,700
びわ	11	12	11	12	2,400
かき	282	300	271	290	25,900
くり	87	87	32	30	25,000
うめ	137	216	119	155	19,700
すもも	93	96	29	31	3,500
キウイフルーツ	85	86	42	39	3,200
パインアップル	301	312	17	24	1,300
計	7,513	7,450	4,221	4,263	281,100

(2) 食料・農業・農村基本計画の概要

平成12年3月に閣議決定された、「食料・農業・農村基本計画」において、「平成22年度における望ましい食料消費の姿」及び「平成22年度における生産努力目標」について定められている。

果実については、消費はほぼ横ばいとなると見込む中、輸入品に対し品質面で優位性を発揮できる果実の生産・流通体制を確立し、需要に対応した国産果実の生産の振興を図ることが課題とされている。

○ 生産努力目標を達成するための課題

- 樹園地の再編、基盤整備等を通じた担い手の生産規模の拡大
- 作業の機械化等による生産の省力化（労働時間の1割程度の減少）や低コスト化の実現
- 栽培が容易で品質の優れた品種の導入（りんご高品質品種の導入割合1割程度等）
- 選果の高度化（みかんの光センサー選果割合3割程度等）

○ 平成22年度における望ましい食料消費の姿

	9年度	(参考)10年度	22年度の姿
果実(計)	869 (42.1)	809 (39.1)	842 (41)
みかん	139 (7.0)	122 (6.2)	124 (6.2)
りんご	150 (9.1)	134 (8.1)	145 (8.7)
その他の果実	579 (26.0)	553 (24.8)	572 (26)

(注) 1 上段は1年当たりの国内消費仕向量(万トン)、下段の()内は1人1年当たりの供給純食料(kg)である。

2 数値については、基本計画策定時の「4訂日本食品成分表」から現在の5訂を用いて訂正してある。

○ 平成22年度における生産努力目標 (単位:万トン)

	9年度	(参考)10年度	22年度の姿
果実(計)	459	394	431
みかん	156	119	125
りんご	99	88	94
その他の果実	204	186	212

2 最近の果実の需給動向

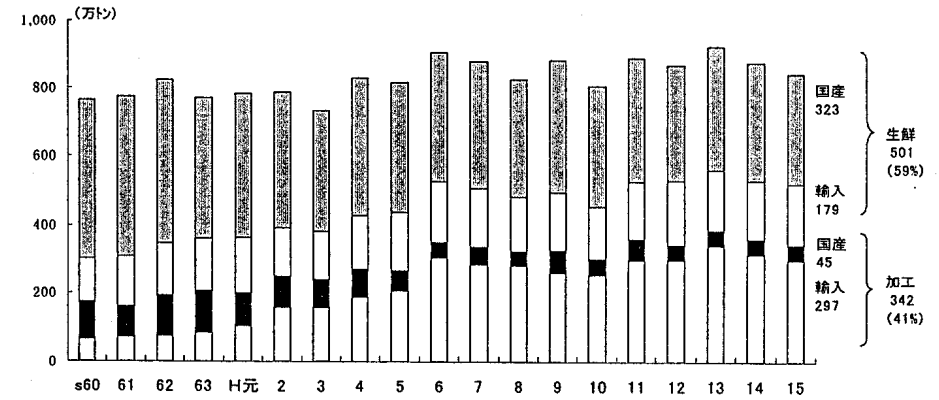
(1) 需要動向

○ 果実及び果実加工品の総需要量（消費仕向量）は、加工品需要の増加により増加傾向にあったが、近年は800～900万トンで推移している。

○ 総需要量のうち約6割（500～550万トン）が生鮮用となっており、このうち国産品は約7割（350万トン前後）となっている。

○ 総需要量のうち、国内生産量は、担い手の減少、高齢化や果実製品等の輸入増加の影響から減少傾向で推移してきており、近年400万トン前後で推移している。

○ 果実・果実加工品の国内生産量、輸入量等の推移



資料：農林水産省「食料需給表」及び果樹花き課調べ

注：平成15年度は速報値である。

(2) 生産動向

○ 国産果実の生産量は、平成元年まで500万トンを超えていたが、近年は400万トン前後で推移している。

○ 品目別に見ると、みかんが最も生産量が多く、次いでりんご、日本なしと続き、生産量上位6品目で全体の約8割を占めている。

なお、みかん以外の品目も含めたかんきつ類(※)全体では、果樹全体の約4割を占めている。

○ また、品目別の生産量の増減を見ると、

- ・ みかんやなつみかん、はっさくは近年一貫して減少
- ・ りんごは近年ほぼ横ばい
- ・ 日本なし、かき、ぶどう、ももは減少割合は小さくなってきているものの、引き続き減少
- ・ いよかん、うめは増加傾向にあったが最近減少

と、総じて減少又は横ばいで推移しているが、近年、不知火、西洋なし、おうとう等は増加傾向にある。

○ 近年の国産果実生産量の推移

(単位：千t)

	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15
果樹計	5,747	4,895	4,242	3,847	4,126	3,893	3,678
みかん (※)	2,491	1,653	1,378	1,143	1,282	1,131	1,147
りんご	910	1,053	963	800	931	926	842
日本なし	461	432	383	393	368	376	332
かき	290	286	254	279	282	269	265
ぶどう	311	276	250	238	225	232	221
もも	205	190	163	175	176	175	157
いよかん (※)	170	217	173	188	178	139	120
うめ	80	97	121	121	124	113	88
なつみかん (※)	269	170	110	85	86	82	75
はっさく (※)	209	123	74	67	68	62	63
キウフルーツ	...	69	49	44	42	40	38
ぼんかん (※)	24	29	32	...	40	36	...
西洋なし	9	11	18	31	28	31	34
くり	48	40	34	27	29	30	25
不知火 (※)	...	0	8	...	31	29	...
すもも	36	32	32	27	29	29	23
おうとう	23	16	16	17	20	21	19
清見 (※)	4	8	16	...	24	18	...
いちじく	12	16	15	...	18	17	...
ゆず (※)	9	10	14	...	18	17	...
ネーブルオレンジ (※)	63	50	26	19	18	16	16
パインアップル	41	32	26	11	11	13	11
ぶんたん (※)	7	8	9	...	12	12	...
びわ	10	13	12	8	10	10	9

注1：平成14年産生産量の上位順。平成15年産は速報値。

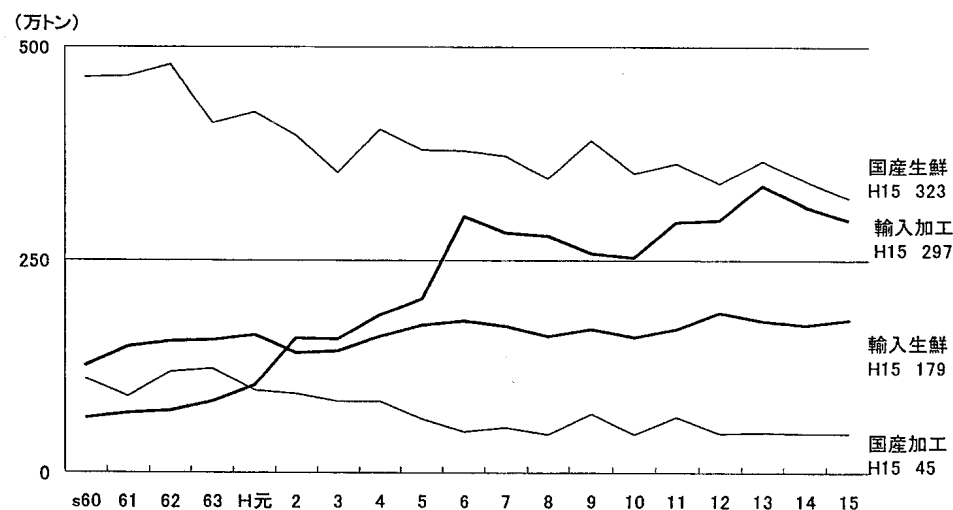
注2：(※)印は、かんきつ類。「…」はデータがない。

資料：農林水産省「食料需給表」、「果樹生産出荷統計」及び「特産果樹生産動態等調査」

(3) 輸入動向

果汁を中心とする果実加工品の輸入量は、増加傾向にあるとともに、輸入生鮮果実についても、近年、わずかに増加傾向で推移している。

○ 生鮮果実及び果実加工品の輸入量と国内生産量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」及び果樹花き課調べ

注：平成15年度は概算値である。

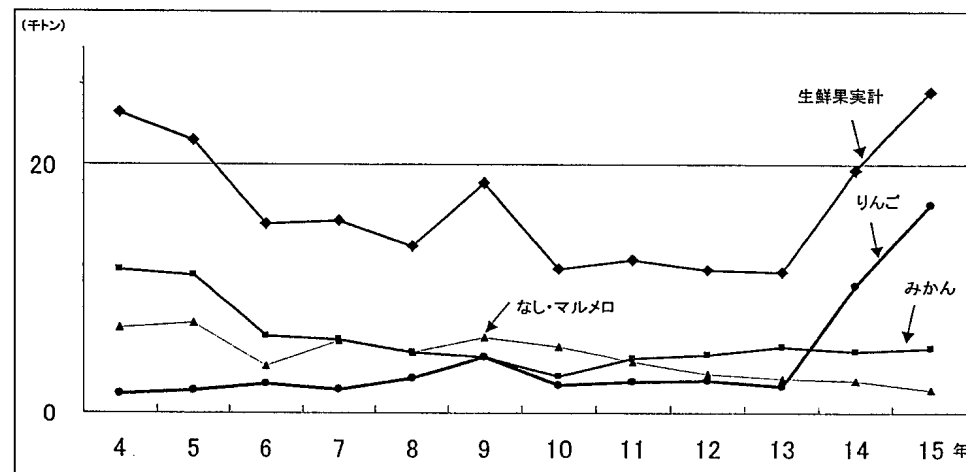
(4) 輸出動向

生鮮果実の輸出は、昭和50年代後半、5万トンを超える水準まで拡大したが、その後は円高、他の輸出国との競合等により減少し、最近は1万トン台で推移していた。

台湾のWTO加盟等を契機として、平成14年度以降りんごの輸出が急増しており、平成15年の生鮮果実全体の輸出量は2万6千トンとなっている。

なお、国内生産量のうち、輸出量の占める割合は平成15年で0.9%となっている。

○ 近年の生鮮果実輸出量の推移



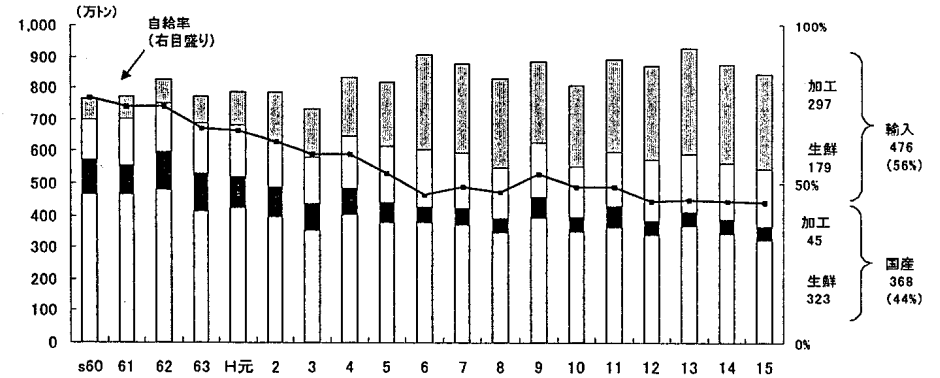
資料：財務省「貿易統計」

(5) 自給率の推移

○ 果実等の自給率は、国内生産量が400万トン前後でとどまっている中、昭和63年の日米合意によるオレンジ等の輸入自由化以降、果汁を中心とする輸入加工品の増加により低下傾向にあったが、近年は44%程度にとどまっている。

なお、生鮮果実については、近年、自給率がほぼ横ばいとなっている。

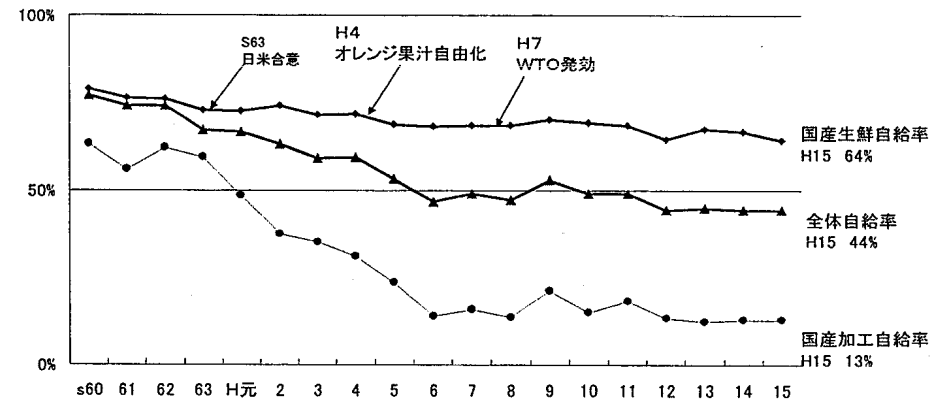
○ 果実等の国内生産量、輸入量、自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」及び果樹花き課調べ

注：平成15年度は速報値である。

○ 生鮮、加工別自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」及び果樹花き課調べ

注：平成15年度は速報値である。

3 平成22年度目標と現状の比較

(1) 望ましい食料消費の姿

○ 生鮮果実

生鮮果実については、食の簡便化志向が強まる中、国産の生鮮果実の消費量は減少傾向で推移しているのに対し、価格が低位で安定しているバナナを中心とする輸入生鮮果実は増加傾向で推移している。

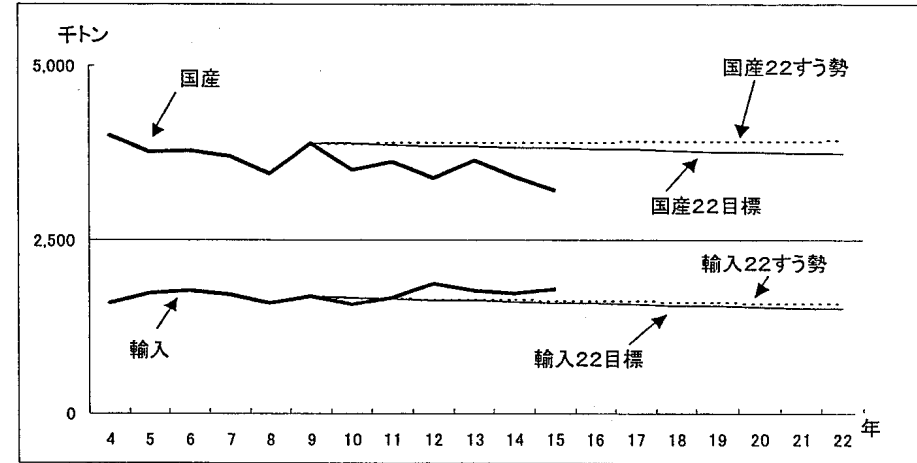
この結果、国産生鮮果実については、平成22年度目標を下回って推移しているのに対し、輸入生鮮果実は平成22年度目標をわずかに上回って推移している。

○ 果実加工品

果実加工品については、健康志向を背景とした果実・野菜のミックスジュースへの需要が堅調であったことや輸入価格が比較的安価であったことから輸入の果実加工品は増加傾向で推移しているのに対し、国産の果実加工品の消費量は輸入品の増加により減少傾向で推移している。

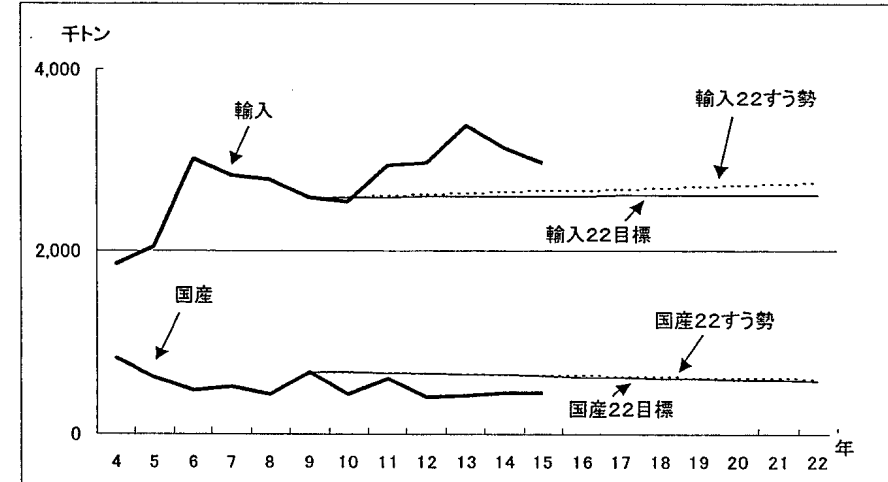
この結果、生鮮果実と同様に国産果実加工品については、目標を下回って推移しているのに対し、輸入果実加工品は目標を上回って推移している。

○ 生鮮果実の国内消費仕向量の推移及び平成22年度目標



資料：農林水産省「食料需給表」及び果樹花き課調べ。
注：平成15年度は速報値である。

○ 果実加工品の国内消費仕向量の推移及び平成22年度目標



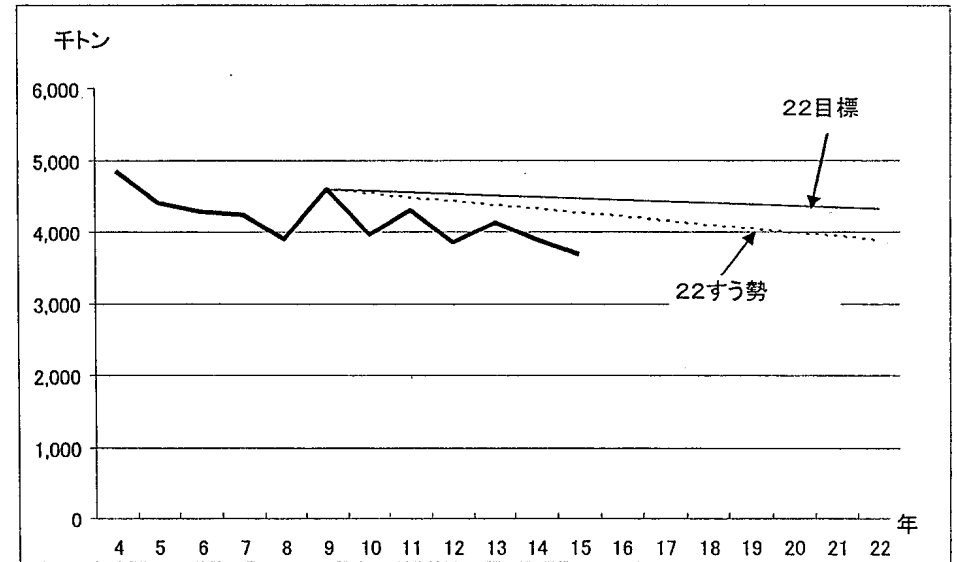
資料：農林水産省「食料需給表」及び果樹花き課調べ。
注：平成15年度は速報値である。

(2) 農業生産の努力目標

国産果実の生産については、高齢化の進展、後継者不足等に加え、品目によっては需要の減退や価格の低下が大きく、生産意欲が減退していることから、近年、栽培面積が減少し、これに伴い全体としては生産量が減少傾向で推移している。

この結果、国産果実の生産量については、平成22年度目標を下回って推移している。

○ 国産果実生産量の推移及び平成22年度目標



資料：農林水産省「食料需給表」。
注：平成15年度は速報値である。

(参考) 9月16日企画部会資料より抜粋

1. 食料・農業・農村基本法等における食料自給率の位置付け

(1) 食料・農業・農村基本法における食料自給率等の位置付け

- 食料・農業・農村基本法においては、食料の安定供給の確保について、①世界の食料需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、平常時においては国内農業生産の増大を図ることを基本とし、これに輸入と備蓄とを適切に組み合わせること、②不測時においても、食料安全保障の観点から、国民が最低限度必要とする食料の供給の確保を図ることの必要性が明示されている(第二条)。
- また、食料自給率目標については、食料・農業・農村基本計画において、その向上を図ることを旨として、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めることとされている(第十五条)。

需要の増大

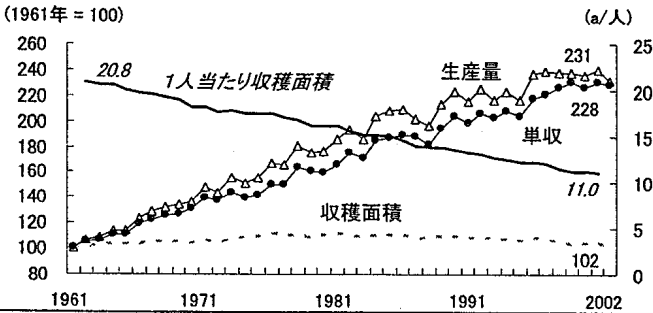
☆ 世界人口の増加に伴う食料需要の増大

	(1950年)	(2000年)	(2015年)	(2025年)	(2050年)
世界人口計	25億人	→ 61億人	→ 72億人	→ 79億人	→ 89億人

【2002年 国連人口推計】

生産拡大の制約

☆ 近年、世界の耕地面積が横ばいである中で、世界の人口が増加していることから、1人当たり収穫面積は減少



環境問題の顕在化

- ☆ 過度の放牧、森林の過伐等による砂漠化の進行
- ☆ 農業用水使用量の増大 等

○ 食料・農業・農村基本法における食料自給率目標の取扱い

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)(抄)

第二条

- 2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせるべきである。
- 4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

第十五条

- 2 基本計画は次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 二 食料自給率の目標
- 3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限 其他必要な施策を講ずるものとする。

(2) 現行の基本計画における食料自給率目標の策定の考え方

- 食料・農業・農村基本法に基づき、平成12年3月に策定された食料・農業・農村基本計画においては、①基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賅うことを目指すことが適当であるが、②平成22年度までの計画期間において、消費者が食生活の見直しを行うなど消費面・生産面において関係者が取り組むべき課題が解決された場合に実現可能な水準として、食料自給率目標45%が設定されたところである。
- また、この目標を策定するに当たり、食料消費の面では「望ましい食料消費の姿」、生産面では「農業生産の努力目標」を明示している。

現行の食料自給率目標の定め方

○ 目標の定め方

- ・ 基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賅うことを目指す
- ・ しかしながら、計画期間内における食料消費及び農業生産の指針となるものであることから、実現可能性や、関係者の取組及び施策の推進への影響を考慮して定める
- ・ 平成22年度までの計画期間を、関係者の努力により食料自給率の低下傾向に歯止めを掛け、その着実な向上を図っていく期間と位置付け
- ・ 関係者が取り組むべき食料消費及び農業生産における課題を明らかにして計画期間内においてこれらの課題が解決された場合に実現可能な水準を食料自給率目標として設定

○ 望ましい食料消費の姿

- ・ 食料消費に関する課題
- ・ 望ましい食料消費の姿
(品目ごとの消費量)

○ 農業生産の努力目標

- ・ 農業生産に関する課題
- ・ 生産努力目標
(品目ごとの生産量)

○ 食料自給率の目標

(単位:%)

	平成9年度	平成10年度 (参考)	平成22年度 (すう勢)	平成22年度 (目標)
食料自給率 (カロリーベース)	41	40	38	45
主食用穀物自給率	62	59	59	62
飼料用を含む 穀物全体の自給率	28	27	27	30
飼料自給率	25	25	27	35
(参考) 食料自給率 (金額ベース)	71	70	-	74

(注) 平成22年度(すう勢)は、近年の動向を基礎に、そのすう勢が継続した場合の姿を試算したものである。

2. 食料自給率目標の策定に当たっての検討方向

(1) 基本的考え方

- 今後、新たな基本計画において、食料自給率目標の策定を検討するに当たっては、食料自給率目標が国内の農業生産及び食料消費に関する指針として定めることとされていることを踏まえ、これまで同様、引き続き、食料消費、農業生産の両面から検討を行い、目標を策定していくことが必要である。
- また、その際、現行基本計画において、カロリーベースで45%という食料自給率目標を掲げて政策展開を図ってきたということにかんがみ、食料自給率の①長期的な動向はもとより、②現行基本計画策定以降の動向、③向上のための課題への対応状況等を踏まえ、新たな基本計画における目標設定を検討していく必要がある。
- なお、新たな基本計画における食料自給率の目標年度については、基本計画が今後10年程度(平成27年度)を目標として定められる方向であることを踏まえ、平成27年度とすることが適当であると考えられる。

☆ 新たな基本計画における目標設定の過程

